

議案第 70 号

延滞金の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備について

延滞金の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

延滞金の特例基準割合の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(日出町公共下水道条例の一部改正)

第 1 条 日出町公共下水道条例（昭和 59 年日出町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(延滞金の割合の特例)」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

(日出町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 日出町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和59年日出町条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(延滞金の割合の特例)」を付し、同項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(日出町道路占用料徴収条例の一部改正)

第3条 日出町道路占用料徴収条例(昭和60年日出町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(督促手数料及び延滞金)」に改め、同条中「占用料の徴収」を「占用料の督促手数料及び延滞金」に改め、「、この条例に定めるもののほか」を削り、「の徴収に関する規定を準用する」を「に定めるところによる」に改め、「第19条」の次に「及び附則第3条の2第1項」を加え、「とする」を「と」、「7.3パーセント」とあるのは「7.25パーセント」と、同条第2項中「7.3パーセント」とあるのは「7.25パーセント」とする」に改める。

(日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成3年日出町条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(延滞金の割合の特例)」を付し、同項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準

割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年０．１パーセント未満の割合であるときは、年０．１パーセントの割合とする。

（日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第５条 日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成６年日出町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年０．１パーセント未満の割合であるときは、年０．１パーセントの割合とする。

（日出町水道事業給水条例の一部改正）

第６条 日出町水道事業給水条例（平成１０年日出町条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第５項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「（以

下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の１項を加える。

6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年０．１パーセント未満の割合であるときは、年０．１パーセントの割合とする。

（日出町介護保険条例の一部改正）

第７条 日出町介護保険条例（平成１２年日出町条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第２条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の１項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年０．１パーセント未満の割合であるときは、年０．１パーセントの割合とする。

（日出町下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の一部改正）

第８条 日出町下水道区域外流入受益者分担金に関する条例（平成１９年日出町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の１項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項

に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

（日出町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 9 条 日出町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

（日出町小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例の一部改正）

第 10 条 日出町小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例（平成 27 年日出町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項の見出しを「（施行期日）」に改める。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（延滞金の割合の特例）」を付し、同項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特例措置法）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法）」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

（日出町漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 11 条 日出町漁港管理条例の一部を改正する条例（令和 2 年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち日出町漁港管理条例（昭和 48 年日出町条例第 33 号）附則に 1 項を加える改正規定中「1 項を加える」を「2 項を加える。」に、「第 17 条」を「第 17 条第 1 項」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ。）が、」を「同じ。）が」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条による改正後の日出町公共下水道条例附則第 2 項及び第 3 項の規定、第 2 条による改正後の日出町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項及び第 4 項の規定、第 3 条による改正後の日出町道路占用料徴収条例第 6 条の規定、第 4 条による改正後の日出町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定、第 5 条による改正後の日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定、第 6 条による改正後の日出町水道事業給水条例附則第 5 項及び第 6 項の規定、第 7 条による改正後の日出町介護保険条例附則第 2 条の規定、第 8 条による改正後の日出町下水道区域外流入受益者分担金に関する条例附則第 2 項及び第 3 項の規定、第 9 条による改正後の日出町後期高齢者医療に関

する条例附則第 2 条の規定及び第 10 条の規定による改正後の日出町小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例附則第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、延滞金の特例基準割合の改正を行いたいので提出する。